

令和 3 年 2 月 1 5 日

事業場及び受講者の皆様へ

一般社団法人岡山県労働基準協会

受 講 料 の 改 定 に つ い て

平素より当協会の教育事業に関し、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和 3 年 4 月 1 日以降に実施する一部の講習種別において受講料を改定させていただくことになりました。

ご利用のお客様におかれましては何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和 3 年 3 月 3 1 日までの講習にお申し込みをされ、令和 3 年 4 月 1 日以降の日程に受講日を変更された場合は、差額を申し受けますのでご了承ください。

※令和 3 年 4 月 1 日以降の講習をお申し込みになる場合は、大変お手数をお掛けしますが、当協会ホームページから新しい申込書をプリントアウトしてご利用ください。

以上